㉓　［略］
㉔　経理の状況
a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下㉔において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
［ｂ～ｄ　略］
e　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

f　中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
㉕　［略］
㉖　［略］
㉗　［略］
㉘　［略］
㉙　［略］
㉚　［略］
㉛　中間財務諸表
a　［略］
b　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（㉔ｄに該当する場合に限る。）には、ａ、ｃ、ｄ及び㉜から㉟までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａ、ｃ、ｄ及び㉜から㉟までの規定により記載すること。
［ｃ・ｄ　略］
㉜　［略］
㉝　［略］
㉞　［略］
㉟　［略］
㊱　［略］
㊲　［略］
㊳　［略］
㊴　［略］
㊵　［略］

品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
c　その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
㉔　［同左］
㉕　経理の状況
a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下㉕において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
［ｂ～ｄ　同左］
e　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。
f　中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
㉖　［同左］
㉗　［同左］
㉘　［同左］
㉙　［同左］
㉚　［同左］
㉛　［同左］
㉜　中間財務諸表
a　［同左］
b　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（㉕ｄに該当する場合に限る。）には、ａ、ｃ、ｄ及び㉝から㊱までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａ、ｃ、ｄ及び㉝から㊱までの規定により記載すること。
［ｃ・ｄ　同左］
㉝　［同左］
㉞　［同左］
㉟　［同左］
㊱　［同左］
㊲　［同左］
㊳　［同左］
㊴　［同左］
㊵　［同左］
㊶　［同左］